

事 務 連 絡

令和2年9月14日

各区市町村新型コロナウイルス主管課 御中

東京都総務局総合防災部防災管理課

### 1 1月末までの催物の開催制限等について

令和2年8月24日付け事務連絡「9月1日以降における催物の開催制限等について」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）において、9月1日以降の催物開催については、9月末までは現在の開催制限を維持することとし、その間においても状況に応じ、目安のあり方を見直す場合があることとされていましたが、現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、9月19日以降の催物開催については、別添のとおりとされました。

このことを踏まえ、各区市町村におかれましては、住民、関係機関等への周知及び対応について、よろしくお願いたします。

また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、別添の取扱いに変更があり得ることにもご留意ください。

(担当)

東京都総務局総合防災部防災管理課

危機管理調整担当 大川、飛田

電話 03-5388-2604（直通） 都庁内線 25-981